

国立大学法人奈良教育大学教育課程開発室要項

平成18年3月16日
制 定

改正 平成21年9月16日規則第53号
改正 平成22年3月 3日規則第10号
改正 平成23年9月13日規則第34号
改正 平成24年1月20日規則第 3号
改正 平成24年3月22日規則第22号
改正 平成24年9月20日規則第38号
改正 平成27年3月27日規則第28号
改正 平成27年9月16日規則第41号

(設置)

第1条 国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第12条第3項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学教育課程開発室（以下「開発室」という。）を置く。

(任務)

第2条 開発室は、大学の教育課程の改革・改善等により、教育の質の向上に資するため、次の各号に掲げる事項に関し、資料の収集及び分析、企画及び立案を行い、必要に応じて教授会の議を経て実施する。

- 一 教育課程及び教員養成カリキュラムの編成・運営・改善に関すること。
- 二 教職指導に関すること。
- 三 大学教員の職能成長（ファカルティ・ディベロップメント、以下「FD」という。）の推進に関すること。
- 四 その他、教育課程の開発に関する重要事項

(組織)

第3条 開発室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- 一 理事（教育担当）
- 二 学長補佐（教育課程担当）
- 三 学長が指名する教員及び事務職員 若干名
- 四 教務課長

2 前項第三号の室員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第三号に掲げる室員の任期は、室長の任期の範囲内における2年以内とし、再任を妨げない。ただし、室員に欠員が生じた場合に補充された室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任の禁止)

第5条 第3条第1項第三号に掲げる室員は、自己評価委員会、財務委員会、施設整備委員会、学術研究推進委員会、人事委員会、教務委員会、教育実習委員会及び学生委員会の「教授会において選出された者」として選出される委員を兼ねることはできない。

(室長)

第6条 開発室に室長を置き、理事(教育担当)をもって充てる。

(副室長)

第7条 開発室に副室長を置き、学長補佐(教育課程担当)をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、開発室の業務を処理する。

(室員会議)

第8条 室員会議は、副室長が議長となり、運営を行う。

(専門部会)

第9条 室員会議は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して、必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第10条 室員会議は、設置期間限定のワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関して必要な事項は、別に定める。

(室員以外の者の出席)

第11条 室員会議は、必要に応じて、室員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第12条 開発室において成案を得たときは、学長に報告する。

(教授会の審議)

第13条 開発室で決定したFDの推進に関する重要な事項は、教授会の議を経なければならない。

(教員の負担軽減)

第14条 室員である教員に対しては、学長が必要と認めた場合、負担軽減の措置を行う。

(事務の処理)

第15条 開発室に関する事務は、教務課において処理する。

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、開発室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第53号)

この要項は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第10号)

この要項は、平成22年3月3日から施行する。

附 則(平成23年規則第34号)

この要項は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第 3号）

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第22号）

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第38号）

この要項は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第28号）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第41号）

この要項は、平成27年10月1日から施行する。